

生き活き法律教室

～知ればもっと楽しくなる！！～

契約・悪質商法 編



広島司法書士会

【契 約】

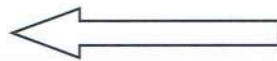
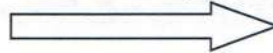
1. 契約とは

＜契約 ≡ 約束をすること＞



【買主】

「これください」(申込)



「はい。どうぞ」(承諾)



【売主】

「申込」と「承諾」で成立。(ただし、例外あり。)



ポイント！

口約束でも契約は成立する

→まだ契約書にサインしていないから大丈夫！は間違い。

同じく、「印鑑を押していないから大丈夫」も間違い。

→契約書は契約の内容を正確に残すために作る。

2. 契約の成立

契約の成立＝お互いに法律上の権利・義務が発生

売買の場合、売主の権利：「代金の受取り」、義務：「物の引渡し」

買主の権利：「物の受取り」、義務：「代金の支払い」

3. 契約の解消

では、成立した契約は、必ず守らなければいけないのでしょうか？

例えば、

- ① だまされたり、脅されて契約をしてしまった場合や、勘違いして契約をしてしまった場合、
- ② セールスマンの説明が事実と違った場合や、悪質商法などに引っ掛かってしまった場合、など。

その場合には、一定の理由や手続きで契約を解消することができます。

①の場合 民法で、取り消すことができると定められている。

②の場合 各種法律により、取り消し・無効や申込の撤回（クーリングオフ）ができる場合がある。

(MEMO)

【悪質商法】

1. 悪質商法とは

悪質商法とは、ひとことで言えば、言葉巧みに高額な商品などを売りつける商法です。その手口はさまざまで、街で声を掛けたり、突然家に来たり、電話をかけてきたりー。最近ではその手口はますます巧妙になってきています。

「儲かる」「健康になる」「無料」など、甘い言葉で相手のペースに巻き込まれ、気が付いた時には「うん」と言ってしまうのです。

悪質商法に引っ掛からないためには、必要のないものは「必要ない」と毅然した態度で断りましょう。



ポイント！

悪質な業者に対して、あいまいな態度は厳禁！

要らないものは、はっきり「要らない」と言うことが
1 番の予防策。
「いいです」って返事ではダメ。

2. もし悪質商法に引っ掛かったら…

例えば、訪問販売や電話勧誘などの場合には、契約から一定期間内であれば理由が無くても契約の撤回（クーリングオフ）をすることが認められています。

その他、セールスマンの説明が事実と違った場合や不利益な事実を隠していた場合など、契約の取り消しをすることができる場合もあります。

おかしいな、と思ったら、できるだけはやく専門家に相談しましょう。



一度成立した契約でもあきらめるのはまだ早い。
解決方法が見つかるかもしれません。



できるだけ早く専門家に相談しましょう！

【おわりに】

～ 一人で悩まずに、相談を！！ ～

何か困ったことがあれば、早めに適切な相談窓口で相談しましょう！！

きっと、解決策が見つかるはずです。

☆無料相談窓口☆



法テラス広島

広島市中区八丁堀2-31
広島鴻池ビル1F・6F

TEL 050-3383-5485

弁護士

広島市消費生活センター

広島市中区基町6-27
広島センター街8F

TEL 082-225-3300



広島県生活センター

広島市中区基町10-52 広島県庁構内 農林庁舎1F

TEL 082-223-6111(消費生活相談)

TEL 082-223-8811(県民・交通事故相談)



広島司法書士会総合相談センター

広島市中区上八丁堀6-69
(広島地方裁判所向かい)

TEL 082-511-7196